

大分県報

令和四年
第三三一号
八月五日

（金曜日）

目次

告示

- 土地改良区の定款変更認可……………
竹田都市計画道路の変更に関する公聴会の開催……………
大分都市計画道路の変更案の縦覧……………
建築基準法による道路位置の指定……………
大洲総合運動公園及びびフェンシング場の指定管理者の公募……………

告示

- 大分県告示第三百三十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和四年八月五日

土地改良区名

所在地

認可年月日

朝地町土地改良区

豊後大野市

令四・七・二二

大分県知事 広瀬 貞

大分県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、竹田都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

令和四年八月五日

同規則第四条の規定により、竹田市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに掲載する。
令和四年八月五日

大分県知事 広瀬 貞

一 都市計画の種類

竹田都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

竹田都市計画道路中三・五・七号玉来吉田線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・五・七号 玉来吉田線	竹田市大字玉来字玉来	竹田市大字吉田字横枕	一部区域の変更

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和四年九月八日 午後六時三十分から

開催場所 竹田総合庁舎三階大会議室

四 閲覧期間

令和四年八月八日から

令和四年八月二十二日まで

五 公述申出期限

令和四年八月二十二日まで

六 都市計画の変更の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

竹田市大字会々千六百五十番地 竹田市建設課

（「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

大分県告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条

大分県報（告示）

一

第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。
 なお、大分市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和四年八月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類
 大分都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項
 大分都市計画道路中三・二・五号生石下郡線ほか一路線を次のとおり変更する。

名 称	位 置		変更の概要
	起 点	終 点	
三・二・五号 生石下郡線	大分市生石三丁目二番	大分市大字下郡字羽根山	終点の変更 延長の減 一部区域の変更
三・四・二八号 庄の原佐野線	大分市大字三芳字庄ノ原	大分市大字佐野字宮ノ下	一部幅員の変更 一部区域の変更

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画変更の案の縦覧期間
 令和四年八月八日から
 令和四年八月二十二日まで

四 縦覧場所
 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
 大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**大分県告示第三百三十六号**  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。  
 令和四年八月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 指定番号       | 指 定 位 置                                                         | 指 定 年 月 日 | 道路の幅員                | 道路の延長         |
|------------|-----------------------------------------------------------------|-----------|----------------------|---------------|
| 別第三二二<br>号 | 速見郡日出町大字藤原字原一七四一番二、一七四三番一及び一七五二番二並びに一七四一番二、一七四三番一及び一七五二番二の各地先里道 | 令四・七・二二   | メートル<br>四・〇〇<br>六・一〇 | メートル<br>一一・〇〇 |

○公 告

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大洲総合運動公園及びフェンシング場の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。  
 令和四年八月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 施設の概要
- 1 施設の名称  
 大洲総合運動公園及びフェンシング場
- 2 所在地  
 大分市青葉町一番地  
 大分市青葉町一番地
- 3 施設の規模及び構造  
 (一) 敷地面積 約一六・四ヘクタール  
 (二) 主要な施設
- (1) 硬式野球場 敷地面積 三五、五〇〇平方メートル  
 (2) 軟式野球場 敷地面積 九、七〇〇平方メートル  
 (3) 庭球場 敷地面積 九、三一七平方メートル  
 (4) 弓道場 敷地面積 三、二八三平方メートル  
 (5) 多目的広場 敷地面積 八、〇四〇平方メートル  
 (6) ゲートボール場 敷地面積 一、一〇〇平方メートル  
 (7) フェンシング場 延床面積 四九八・八平方メートル
- 4 事業内容

- (一) 公園施設及び体育施設の維持管理及び修繕に関する業務
- (二) 運動公園及び体育施設の利用の受付及び案内に関する業務
- (三) 有料公園施設及び体育施設の利用の許可に関する業務
- (四) 運動公園及び体育施設の利用の促進に関する業務
- (五) 地域、NPO等との連携に関する業務
- (六) ネーミングライツパートナーシップ事業に関する業務
- (七) その他、大洲総合運動公園及びフェンシング場の管理に関する事務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

二 申請者の資格

- 申請しようとするものは、次の1から10までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- 1 応募しようとする者（共同事業体の場合は代表企業・団体をいう。）が、大分市内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
  - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。
  - 3 大分県及び大分市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
  - 4 大分県及び大分市発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
    - (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
    - (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
  - 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。
    - (一) 暴力団関係者
    - (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者
    - (三) 暴力団関係者を使用した者
    - (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者
  - 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、市税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

9 大分市大洲総合体育館指定管理者公募要領に定める応募資格を有する法人等であること。

10 大分県の「大洲総合運動公園及びフェンシング場指定管理者募集要項」並びに「大分市大洲総合体育館指定管理者募集要項」に基づき双方の申請手続を行っている法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

1 申請を受け付ける期間  
令和四年八月三日（水）から同年十月三日（月）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問い合わせ先  
六の1の(二)に記載する所管課とする。

四 選定方法及び基準

1 選定の方法

学識経験者五名、県職員二名及び市職員二名の委員で構成する大洲総合運動公園及びフェンシング場の指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの五年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

大洲総合運動公園及びフェンシング場の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和四年八月三日（水）から同年九月十四日（水）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県土木建築部公園・生活排水課

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―四六六四

2 大分県ホームページによる情報提供

大洲総合運動公園及びフェンシング場の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての大分県ホームページアドレスは、次のとおり。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18800/r1oosusougouundoukouen-jinkai1.html>